

鳥取縣公報

號

外

土曜日

昭和八年十一月十一日

縣令

鳥取縣令第三十三號

大正七年二月縣令第十號藝妓及藝妓置屋營業取締規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ實施ス

昭和八年十一月十一日

鳥取縣知事 館 哲 二

第二條第四號中「義務教育ヲ終エサル」トアルヲ削除ス

第十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十九條ノ二置屋營業ヲ爲ス者藝妓見習ヲ寄遇セシメ又ハ家族ヲシテ藝妓見習ヲ爲サシメントスル
トキハ左ノ事項ヲ具シ所轉警察署長ニ願出許可ヲ受クベシ第三號ノ事項ヲ變更セントスルトキ

亦同ジ

- 一 本籍、住所及氏名生年月日
 - 二 戸籍ノ謄本
 - 三 契約書ノ寫
 - 四 紹介者ノ本籍、住所及氏名
- 前項第一號ノ變更アリタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
- 第二十一條中「第十六條」ノ次ニ「第十九條ノ二」ヲ挿入ス
- 第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
- 第二十一條ノ第十九條ノ二並其ノ罰則ノ規定ハ置屋營業者ニ非ザル者ニシテ藝妓見習ヲ寄遇セシメ又ハ家族ヲシテ藝妓見習ヲ爲サシメントスル者ニ之ヲ準用ス
- 附 則
- 第二十七條現ニ藝妓見習ヲ寄遇セシメ又ハ家族ヲシテ藝妓見習ヲ爲サシムル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第十九條ノ二ニ定ムル各事項ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ズベシ

昭和八年十一月十一日印刷
昭和八年十一月十一日發行

發行者 鳥取縣 鳥取市東町 縣
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 支所